第十条を第十三条とする。

第九条第一項から第三項までの規定中「基金」を「機構」に改め、同条第四項中「ときは」の下に「、運営会議」を加え、同条を第十二条とする。

第八条中「基金」を「機構」に、「及び」を「、審査支払運営委員及び」に改め、同条に次の一項を加える。

2　機構は、定款の定めるところにより、第二十八条第一項に規定する医療情報化推進業務を担当する理事（第十三条第一項及び第十五条第二項において「医療情報化推進担当理事」という。）を置くことができる。

第八条を第十一条とする。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章　運営会議

第八条　機構に、機構の業務の方針を決定する機関として運営会議を置く。

2　運営会議の委員は、次の各号に掲げる者から選任するものとし、その数は、それぞれ当該各号に定める員数以内とする。

一　保険者を代表する者　三人

二　診療担当者を代表する者　三人

三　被保険者を代表する者　一人

四　地方公共団体を代表する者　一人

五　保健医療又は保健医療に係る情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験者　一人

3　前項の選任は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める団体の推薦（第三号にあつては共同推薦）によるものとする。

一　前項第一号に掲げる者　その所属団体又は連合会

二　前項第二号及び第三号に掲げる者　それぞれの所属団体

三　前項第四号に掲げる者　都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。次項において同じ。）

4　前二項の規定により委員を選任しようとするときは、一月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、診療担当者を代表する者、被保険者を代表する者及び地方公共団体を代表する者につき、候補者を推薦することを、それぞれの所属団体、連合会並びに都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織に求めるものとする。

5　委員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6　厚生労働大臣は、委員が、法令若しくは定款又は第三十九条に規定する命令に違反したときは、機構に対し、その委員を解任すべきことを命ずることができる。

7　厚生労働大臣は、機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その委員を解任することができる。

8　前各項に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、定款で定める。

第九条　次に掲げる事項は、運営会議の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　第二十九条第一項に規定する中期計画及び第三十条に規定する年度計画の作成又は変更

三　事業計画及び収支予算の作成又は変更

四　事業状況報告書及び財産目録の作成

五　その他機構の業務の運営に関する重要事項

2　前項各号に掲げる事項のうち、第十五条第三項に規定する事項に係るものについては、前項の規定にかかわらず、定款で、運営会議の議決を経ることを要しないものとすることができる。

3　厚生労働大臣又はその指名する職員その他の機構の業務に係る関係者は、定款で定めるところにより、運営会議において意見を述べることができる。

4　運営会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。

5　運営会議は、役員又は職員の行為がこの法律、他の法令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第十条　運営会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　議長は、会務を総理し、運営会議を代表する。

3　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

附則第五条中「、基金」を「、機構」に改める。

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部改正）

第三十条　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号中「第八十条の四第一項又は」を「第八十条の四第一項、」に改め、「限る。」の下に「その他の厚生労働省令で定める法律」を加え、同項第二号中「（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十五条第三項（同法第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項（同法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十五条第三項」を「その他の厚生労働省令で定める法律」に改め、同項第三号中「、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（同法第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項」を削り、「（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項（同法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項」を「その他の厚生労働省令で定める法律」に改め、同条第三項中「以下同じ」を「）その他厚生労働省令で定める者（以下この項及び次項において「委託者」という。）に、「国、都道府県、市町村又は独立行政法人が」を「委託者が」に、「であつて厚生労働大臣の定めるものについて」を「について、当該給付の対象となる者若しくは対象であつた者に係る情報の収集若しくは整理若しくは利用若しくは提供に関する事務又は」に改め、「事務」の下に「であつて、厚生労働大臣の定めるもの」を加え、同条第四項中「、国、都道府県、市町村若しくは独立行政法人」を「若しくは委託者」に改める。

第二十八条第一項中「並びに第二項第一号に掲げる」を「、第二項第一号並びに第三項（情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務に限る。）に規定する」に改める。

第三十五条中「に規定する」を「（情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を除く。）に規定する」に改める。